

平成16事業年度

事業報告書

独立行政法人環境再生保全機構

目 次

1	機構の概要.....	1
(1)	目的.....	1
(2)	業務の内容.....	1
(3)	事務所の所在地.....	1
(4)	資本金等の額及び政府の出資額.....	1
(5)	役員の状況.....	2
(6)	職員の状況.....	3
(7)	設立の根拠となる法律.....	3
(8)	主管大臣.....	3
(9)	沿革.....	3
2	事業の実施状況.....	4
(1)	公害健康被害補償業務.....	4
(2)	公害健康被害予防事業.....	7
(3)	地球環境基金事業.....	8
(4)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成等の業務.....	9
(5)	維持管理積立金の管理業務.....	10
(6)	建設譲渡事業.....	11
(7)	債権の管理・回収業務.....	13
(8)	借入先ごとの借入金額.....	14
(9)	国庫補助金等の状況.....	15

1 機構の概要

(1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(2) 業務の内容

- 独立行政法人環境再生保全機構法（以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。
- イ 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（法第10条第1項第1号）
 - ロ 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（法第10条第1項第2号）
 - ハ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（法第10条第1項第3号及び第4号）
 - ニ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（法第10条第1項第5号）
 - ホ 廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（法第10条第1項第6号）
 - ヘ 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。（法第10条第2項）
 - ト 既に着手している建設譲渡事業に関すること。（法附則第7条第1項第1号）
 - チ 設置又は譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収を行うこと。（法附則第7条第1項第2号及び第3号）

(3) 事務所の所在地

【主たる事務所】 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
電話番号 (044)－520－9501

【従たる事務所】 大阪府大阪市西区新町一丁目8番1号
電話番号 (06)－6531－3161

(4) 資本金等の額及び政府の出資額

資本金の額は、平成17年3月末現在で、16,044,563,260円（全額政府出資）であり、その構成は次のとおりである。

資本金の状況 (単位:円)

区 分	平成16年度末
政府出資金	16,044,563,260
(内訳)	
健康被害予防事業基金	6,071,570,000
地球環境基金	9,401,266,137
その他	571,727,123

(5) 役員状況

役員は、理事長1人、理事3人以内、監事2人で、理事長及び監事は、環境大臣が任命し、理事は、理事長が任命する。

平成17年3月末現在の役員状況は次のとおりである。

役職	氏名	任期	経歴	
理事長	田中 健次	平成16年4月1日 ～ 平成20年3月31日	平成10年1月 平成11年10月	環境事務次官 環境事業団理事長
理事	大坪 健雄	平成16年4月1日 ～ 平成18年3月31日	平成11年6月 平成12年7月 平成14年6月	株式会社日本興業銀行執行役員 興和不動産株式会社常務取締役 みずほ総合研究所株式会社専務取締役
理事	邊見 敬三郎	平成16年4月1日 ～ 平成18年3月31日	平成8年7月 平成9年7月 平成14年8月	関東財務局長 住宅金融公庫理事 財団法人道路開発振興センター専務理事
理事	平井 敏文	平成16年7月6日 ～ 平成18年3月31日	平成15年7月	経済産業省地域経済産業審議官
監事	伊藤 一秀	平成16年4月1日 ～ 平成18年3月31日	平成11年4月 平成14年5月	経済団体連合会産業本部次長 日本経済団体連合会社会本部次長
監事 (非常勤)	浅野 一磨	平成16年4月1日 ～ 平成18年3月31日	平成10年7月 平成11年8月	東北管区行政監察局長 財団法人ハイウェイ交流センター顧問

(6) 職員の状況

職員数 114人（平成16年度期首比増減 17名減）

(7) 設立の根拠となる法律

独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）

(8) 主管大臣

イ 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項 環境大臣（法第18条第1項第1号）

ロ （2）のハに係る民間環境保全活動助成業務、振興業務 環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣（法第18条第1項第2号）

ハ 上記ロに掲げる業務以外の業務 環境大臣（法第18条第1項第3号）

ニ （2）のトに係る建設譲渡事業 国土交通大臣（法附則第7条第4項）

(9) 沿革

機構は、公害健康被害補償予防協会が実施してきた公害健康被害補償予防業務と環境事業団が実施してきた地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成事業などを承継し、平成16年4月1日に設立された。

2 法人の沿革は、次のとおり。

① 公害健康被害補償予防協会

公害に係る健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、昭和48年10月に「公害健康被害補償法」が制定された。

その内容は、民事責任を踏まえて公害健康被害者の迅速な救済を目的とする行政上の補償制度であり、全国の汚染原因者から賦課金を徴収し、補償給付の支給等に必要なる財源に充てることとされ、この徴収業務等を行う特殊法人として昭和49年6月に「公害健康被害補償協会」が設立された。

その後、昭和61年10月の中央公害対策審議会答申に基づき、近年の大気汚染の状況を踏まえ、昭和62年9月に「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」が成立し、これにより昭和63年3月に法律の題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」に、また、協会の名称を「公害健康被害補償予防協会」に改め、従来業務に加えて、基金に基づく健康被害予防事業を実施することとなった。

機構に、これらの業務の全てが承継された。

② 環境事業団

産業公害を防止・改善することを目的に、昭和40年6月に制定された「公害防止事業団法」に基づいて同年10月に設立された。

その後、創設当時の目的に加え、都市・生活型公害の防止や自然環境の保全と適切

な利用、さらには、地球環境の保全という時代の要請に応え、昭和62年、平成4年、平成5年、平成11年、平成13年と5回にわたり事業の見直しが行われた。

- ・平成4年の改正：「環境事業団」に改組
- ・平成5年の改正：地球環境基金の設置と地球環境基金事業の追加
- ・平成11年の改正：地球温暖化対策緑地事業等の追加
- ・平成13年の改正：ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の設置と助成事業等の追加

また、平成10年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正に伴う最終処分場維持管理積立金管理業務が追加された。

機構には、環境事業団業務のうち、1)地球環境基金事業、2)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業、3)最終処分場維持管理積立金管理業務、4)建設譲渡事業及び5)債権管理・回収業務が承継された。

なお、1)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業、2)環境浄化機材貸付及び3)環境情報提供業務は、平成16年4月に設立された日本環境安全事業株式会社に承継された。

2 事業の実施状況

(1) 公害健康被害補償業務

① 事業の実施状況

(単位：円)

区 分	実施額
賦課金の徴収に関する業務	
(1)ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金	49,553,456,000
(2)特定施設等設置者からの特定賦課金の徴収	84,856,500
公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法という。」第13条第2項の規定による支払に関する業務	
給付免責調整支出金	38,350,710
補償法第48条の規定による納付金の納付に関する業務	
(1)旧第一種地域	
ア 補償給付費	62,022,768,564
イ 公害保健福祉事業費	99,083,000
(2)第二種地域	
ア 補償給付費	82,120,485
イ 公害保健福祉事業費	2,717,000

② 賦課金の徴収に関する業務

区 分	件 数
汚染負荷量賦課金徴収件数	8,512
特定賦課金徴収件数	4

③ 補償法第13条第2項の規定による支払に関する業務

区 分	件 数
給付免責調整支出金支払件数	4

④ 納付金の納付に関する業務

ア 旧第一種地域納付金納付額（県市区別）

(ア) 補償給付費納付金

(単位：円)

区 分	金 額	
千 葉 市	500,295,957	
東 京 都	千 代 田 区	170,622,868
	中 央 区	169,970,278
	港 区	403,716,299
	新 宿 区	971,355,430
	文 京 区	700,862,620
	台 東 区	384,130,566
	品 川 区	887,747,385
	大 田 区	1,693,908,882
	目 黒 区	588,671,306
	洪 谷 区	588,601,183
	豊 島 区	594,852,041
	北 橋 区	1,004,374,213
	板 橋 区	1,824,121,473
	墨 田 区	698,487,223
	江 東 区	1,519,149,119
	荒 川 区	893,753,103
	足 立 区	1,696,428,049
	葛 飾 区	1,147,715,159
	江 戸 川 区	1,028,899,757
(東 京 19 区 計)	16,967,366,954	
横 浜 市	690,681,587	
川 崎 市	2,580,894,032	
富 士 市	596,561,168	
名 古 屋 市	3,804,097,010	
愛 知 県	623,725,796	
四 日 市 市	718,295,943	
三 重 県	57,262,712	
大 阪 府	大 阪 市	13,432,891,052
	豊 中 市	428,637,797
	吹 田 市	429,497,797
	守 口 市	1,795,878,894
	東 大 阪 市	2,270,492,852
	八 尾 市	1,286,103,342
	堺 市	3,133,491,774
(大 阪 7 市 計)	22,776,993,508	
神 戸 市	1,101,924,682	
尼 崎 市	4,521,508,684	
倉 敷 市	3,096,428,943	
岡 山 県	230,848,383	
北 九 州 市	1,519,667,676	
大 牟 田 市	2,236,215,529	
合 計	62,022,768,564	

(イ) 公害保健福祉事業費納付金

(単位：円)

区 分		金 額
千 葉 市		2,745,000
東 京 都	千代田区	91,000
	中央区	868,000
	港区	119,000
	新宿区	445,000
	文京区	428,000
	台東区	366,000
	品川区	464,000
	大田区	513,000
	目黒区	241,000
	渋谷区	128,000
	豊島区	642,000
	北区	193,000
	板橋区	3,865,000
	墨田区	823,000
	江東区	410,000
	荒川区	316,000
	足立区	552,000
	葛飾区	75,000
	江戸川区	721,000
(東京19区計)		11,260,000
横 濱 市	2,479,000	
川 崎 市	13,642,000	
富 士 市	2,388,000	
名 古 屋 市	12,854,000	
愛 知 市	2,336,000	
四 日 市	2,668,000	
三 重 市	319,000	
大 阪 府	大 阪 市	12,368,000
	豊 中 市	794,000
	吹 田 市	1,785,000
	守 口 市	1,467,000
	東 大 阪 市	1,379,000
	八 尾 市	4,407,000
	堺 市	8,233,000
(大阪7市計)		30,433,000
神 戸 市	2,409,000	
尼 崎 市	8,545,000	
倉 敷 市	1,449,000	
岡 山 県	250,000	
北 九 州 市	2,816,000	
大 牟 田 市	2,490,000	
合 計	99,083,000	

イ 第二種地域納付金納付額（県市別）

(ア) 補償給付費納付金

(単位：円)

区 分	金 額
新 潟 県	—
新 潟 市	—
富 山 県	—
島 根 県	4,306,654
熊 本 県	—
鹿 児 島 県	—
宮 崎 県	77,813,831
合 計	82,120,485

(イ) 公害保健福祉事業費納付金

(単位：円)

区 分	金 額
新 潟 県	146,000
新 潟 市	77,000
富 山 県	30,000
島 根 県	—
熊 本 県	2,238,000
鹿 児 島 県	226,000
宮 崎 県	—
合 計	2,717,000

(2) 公害健康被害予防事業

① 事業の実施状況

(単位：円)

区 分	実施額
補償法第68条第1項第1号に規定する大気の大気汚染の影響による健康被害の予防に関する業務	521,989,845
補償法第68条第1項第2号に規定する地方公共団体等への助成金の交付に関する業務	682,049,000
合 計	1,204,038,845

② 大気の大気汚染の影響による公害健康被害予防事業に関する業務

(ア) 調査研究

大気汚染による健康影響に関する総合的研究(7課題)、局地汚染対策に関する調査研究(4課題)を実施した。

(イ) 知識の普及

各種パンフレットの作成、ビデオ等の貸し出し、講演会・講習会の開催(14ヶ所、聴講者1,547人)、ぜん息電話相談(1,054件)、ぜん息児水泳記録会及び低公害車フェア(10ヶ所、来場者181,966人)などや、大気汚染防止キャンペーンの実施により、地域における大気環境の改善及びぜん息等の発症予防等に関する知識の普及啓発を実施した。

また、公害健康被害予防事業を推進する立場にある者に対して、情報提供誌を発行した。(年2回、6千部)

(ウ) 研修

地方公共団体が行う公害健康被害予防事業(機構が交付している助成金により

実施している事業)に従事する者(受講者 290 人)を対象に、効果的な事業の実施に必要な知識や技術を修得させるため保健指導研修、機能訓練研修及び環境改善研修を実施した。

③ 地方公共団体等が行う公害健康被害予防事業に対する助成金の交付に関する業務

(ア) 発症の予防、健康回復等に関する事業に対する助成

a 健康相談、健康診査及び機能訓練事業

(a) 健康相談事業

地域の住民を対象に、医師、保健師等によりぜん息等に関する相談・指導を実施した。(43 自治体、1,294 回)

(b) 健康診査事業

地域の乳幼児を対象にアレルギーに関する問診等を行い、その結果を踏まえ医師、保健師等によりぜん息の発症予防についての指導を実施した。
(31 自治体、126,255 人)

(c) 機能訓練事業

地域のぜん息児童を対象に、児童の健康の回復を図るため、指導員の指導のもとに水泳訓練・キャンプ等を実施した。(42 自治体、41,510 人)

b 施設等整備(助成)事業

(a) 医療機器等整備(助成)事業

地域医療の基幹をなす公的な病院等の呼吸器専門外来部門に対する医療機器等の整備を実施した。(9 施設)

(イ) 大気環境の改善に関する事業に対する助成

a 施設等整備(助成)事業

地域における大気環境の改善を図るため、低公害車導入・最新規制適合車等への代替促進、大気浄化のための植樹や緑地整備を実施した。

(3) 地球環境基金事業

① 事業の実施状況

(単位：円)

区 分	実施額
民間活動助成事業	715,190,000
民間活動振興事業	87,854,937
合 計	803,044,937

② 民間活動助成事業の内訳

(単位：円)

区 分	件 数	金 額
イ 国内民間団体の開発途上地域での環境保全活動への助成	58	247,445,000
ロ 海外民間団体の開発途上地域での環境保全活動への助成	7	21,799,000
ハ 国内民間団体の国内での環境保全活動への助成	138	445,946,000
合 計	203	715,190,000

③ 民間活動振興事業の内訳

(単位：円)

区 分	金 額
調査研究	24,107,480
情報提供	7,386,915
研修	56,360,542
合 計	87,854,937

④ 地球環境基金の造成状況

(単位：円)

区 分	期首残高	当年度増加額	当年度末残高
政府出資金	9,401,266,137	0	9,401,266,137
民間等出えん金	4,233,261,806	15,431,415	4,248,693,221
民 間	3,108,213,806	15,431,415	3,123,645,221
地方公共団体	1,125,048,000	0	1,125,048,000
合 計	13,634,527,943	15,431,415	13,649,959,358

※期首残高は、法附則第4条第11項及び第12項の規定により地球環境基金として旧環境事業団より機構が承継したものである。

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成等の業務

① 事業の実施状況

(単位：円)

区 分	実施額
ポリ塩化ビフェニル廃棄物 処理助成事業	0
ポリ塩化ビフェニル廃棄物 処理振興促進事業	11,459,000
合 計	11,459,000

② ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の残高及び増減

(単位：円)

区 分	当年度期首残高	当年度増加額	当年度末残高
		当年度減少額	
国 庫 補 助 金	6,013,840,941	2,002,343,454	8,016,184,395
		0	
都 道 府 県 補 助 金	5,881,305,049	1,908,352,685	7,789,657,734
		0	
民 間 出 え ん 金	481,361,660	187,278	470,089,938
		11,459,000	
合 計	12,376,507,650	3,910,883,417	16,275,932,067
		11,459,000	

※期首残高は、法附則第4条第13項の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金として旧環境事業団より機構が承継したものである。

(5) 維持管理積立金の管理業務

① 維持管理積立金の管理状況

(単位：円)

区 分	金 額
前 年 度 未 納 額	12,510,000
当 年 度 通 知 額	1,464,210,000
当 年 度 収 納 額	1,457,116,000
当 年 度 未 納 額	19,604,000

② 維持管理積立金の取戻し状況

(単位：円)

当年度取戻し件数	当年度取戻し額
2 件	3,420,400

③ 維持管理積立金の残高及び増減状況

(単位：円)

区 分	当年度期首残高	当年度増加額	当年度末残高
		当年度減少額	
	金 額	金 額	金 額
維持管理積立金	3,449,205,400	1,457,116,000	4,902,901,000
		3,420,400	

※期首残高は、法附則第4条第14項の規定により維持管理積立金として旧環境事業団より機構が承継したものである。

(6) 建設譲渡事業

① 建設譲渡事業の実施状況

(単位：円)

区 分	実施額
集 団 設 置 建 物	—
共 同 福 利 施 設	809,804,206
大 気 汚 染 対 策 緑 地	731,344,523
地 球 温 暖 化 対 策 緑 地	2,875,232,256
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 ・ 一 体 緑 地	—
合 計	4,416,380,985

② 販売用不動産の譲渡状況

(単位：円)

区 分	件 数	金 額
集 団 設 置 建 物	1	694,118,133
共 同 福 利 施 設	1	6,604,493,090
大 気 汚 染 対 策 緑 地	1	568,653,400
地 球 温 暖 化 対 策 緑 地	2	4,027,332,143
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 ・ 一 体 緑 地	—	—
合 計	5	11,894,596,766

③ 未成工事支出金の残高及び増減

(単位：円)

区 分	当年度期首残高		当年度増加額		当年度末残高	
	件数	金 額	当年度減少額			
			件数	金 額	件数	金 額
集団設置建物	—	—	—	—	—	—
共同福利施設	1	5,794,688,884	0	809,804,206	0	0
			1	6,604,493,090		
大気汚染対策緑地	1	1,113,846,806	0	731,344,523	1	1,276,537,929
			0	568,653,400		
地球温暖化対策緑地	2	1,152,099,887	0	2,875,232,256	0	0
			2	4,027,332,143		
産業廃棄物処理施設・一体緑地	—	—	—	—	—	—
			—	—		
小 計	4	8,060,635,577	0	4,416,380,985	1	1,276,537,929
			3	11,200,478,633		
造成建設事業計画策定調査費	—	—	—	—	—	—
			—	—		
合 計	4	8,060,635,577	0	4,416,380,985	1	1,276,537,929
			3	11,200,478,633		

(7) 債権の管理・回収業務

① 割賦譲渡元金及び破産更生債権等(割賦譲渡元金)の残高及び増減の状況

(単位: 件、円)

区 分	当年度期首残高		当年度増加額		当年度末残高	
			当年度減少額			
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
共同公害防止施設	1	7,962,000	—	—	1	5,308,000
			0	2,654,000		
集団設置建物	143	91,399,593,223	(32)	—	147	76,345,128,773
			(5) 23	15,054,464,450		
共同福利施設	52	38,726,161,419	1	3,789,327,191	47	37,421,517,462
			6	5,093,971,148		
大気汚染対策緑地	28	31,269,644,754	1	403,826,300	29	29,867,680,707
			0	1,805,790,347		
地球温暖化対策緑地	2	2,539,828,055	2	1,973,819,923	4	4,472,919,978
			0	40,728,000		
産業廃棄物処理施設・一体緑地	2	4,007,682,760	—	—	2	3,755,224,660
			0	252,458,100		
国立・国定公園複合施設	5	1,341,520,000	—	—	5	1,243,440,000
			0	98,080,000		
工場移転用地	39	12,080,731,033	(3)	—	29	8,705,651,875
			(0) 13	3,375,079,158		
国立・国定公園施設	7	4,257,022,800	—	—	7	3,501,728,000
			0	755,294,800		
合 計	279	185,630,146,044	(35) 4	6,166,973,414	271	165,318,599,455
			(5) 42	26,478,520,003		

- (注) 1 当年度増加額欄の件数は、新規の確定契約に係るものであり、譲渡契約の対象施設の一部譲渡に係るものを含んでいる。
- 2 当年度減少額欄の件数は、完済分に係るものである。
- 3 当年度減少額には、償却分を含んでいる。
- 4 当年度増加額欄及び当年度減少額欄の()内の件数は、債権分割による増減数である。

② 貸付金及び破産更生債権等(貸付金)の残高の状況

(単位：件、円)

区 分	件 数	貸付金
当 年 度 期 首 残 高	313	77,222,708,162
当 年 度 減 少 額	48	15,833,443,168
当 年 度 末 残 高	265	61,389,264,994

(注) 1 当年度減少額の件数は、完済分に係るものである。

2 当年度減少額には、貸倒償却処理に係るものを含んでいる。

(8) 借入先ごとの借入金額

事業内容のうち、建設譲渡事業及び附帯業務に必要な事業資金については、その一部を環境再生保全機構債券の発行によるほか、財政融資資金を借り入れている。

平成16事業年度における借入先及び借入金の状況

(単位：円)

区 分	金 額
環境再生保全機構債券	7,000,000,000
財 政 融 資 資 金	1,000,000,000
合 計	8,000,000,000

(9) 国庫補助金等の状況

① 運営費交付金

環境再生保全機構が行う事務に要する費用の一部に相当する額について、政府から交付を受けている。

② 国庫補助金

環境再生保全機構が行う公害保健福祉事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金事業、建設譲渡事業及び債権管理回収業務に必要な事業資金等の財源の一部に相当する額について政府から補助を受けている。

平成16事業年度において政府から交付又は補助を受けた国庫補助金の額は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	金 額
運 営 費 交 付 金	3,097,199,000
公害健康被害補償予防業務勘定	616,842,000
基 金 勘 定	1,073,796,000
承 継 勘 定	1,406,561,000
国 庫 補 助 金	9,066,619,000
公 害 保 健 福 祉 事 業	33,919,000
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 処 理 基 金 事 業	2,000,000,000
建 設 譲 渡 事 業	1,632,700,000
債 権 管 理 回 収 業 務	5,400,000,000
合 計	12,163,818,000